

長野県告示第73号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年2月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
白馬村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
白馬都市計画下水道事業 白馬村公共下水道
- 3 事業施行期間
平成元年12月11日から
平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水対策課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年2月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年2月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人文化財保護活用機構
- 3 代表者の氏名
太田 圭 郁
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字岡田下岡田1010番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は国民共有の財産である文化財の保護、記録保存、活用等に関する事業を行い、文化財の所有者たる国民に広く寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成19年度長野県庁・長野合同庁舎自動ドア保守点検作業
 - (2) 役務の特質
長野県庁及び長野合同庁舎の自動ドアの保守点検業務
 - (3) 履行期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁舎
長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

う。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 自動ドアに係る保守点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026(235)7045

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年3月12日 午前10時
イ 場所 長野県庁 本館2階入札室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月6日(火)午後3時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年2月22日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユー・パレット小諸店
小諸市大字御影新田字谷地2081-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1
- 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) マツヤ小諸店
(変更後) ユー・パレット小諸店
- 変更した年月日
平成18年11月16日
- 届出年月日
平成19年2月2日
- 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所産業労働課
- 縦覧の期間
平成19年2月22日から平成19年6月22日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所産業労働課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年2月22日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

京王塩尻 k e P i o

塩尻市大字広丘高出字西村1783-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

京王重機整備株式会社

東京都渋谷区笹塚1-47-1

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)塩尻商業施設

(変更後)京王塩尻 k e P i o

4 変更した年月日

平成19年1月24日

5 届出年月日

平成19年2月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所産業労働課

7 縦覧の期間

平成19年2月22日から平成19年6月22日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所産業労働課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年2月22日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

権堂駅前ビル

長野市大字鶴賀字腰巻2196-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

長野電鉄株式会社

長野市権堂町2201

株式会社ヴォーグ

長野市権堂町2219

3 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

番号	変更前	変更後
1	500 台	237 台
2	100 台	100 台
3	18 台	18 台
4	66 台	66 台
5	61 台	61 台
合計	745 台	482 台

4 変更する年月日

平成19年7月1日

5 届出年月日

平成18年12月7日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野地方事務所産業労働課

7 縦覧の期間

平成19年2月22日から平成19年6月22日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野地方事務所産業労働課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年2月22日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

信州楽市店

須坂市大字高梨249

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社長印

長野市市場3-1

3 廃止前の店舗面積の合計

1,227㎡

4 廃止後の店舗面積の合計

0㎡

5 廃止した日

平成17年8月12日

産業政策課

公告

県営塩田地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年2月22日

長野県知事 村井 仁

1 土地改良事業の名称

県営畑地帯総合土地改良事業

2 工事の着手年月日

平成元年12月26日

3 工事の完了年月日

平成18年3月31日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成19年2月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・6・9号北長野通り
- 3 事務所の所在地
長野建設事務所（長野市大字南長野南県町686-1）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
長野市吉田三丁目地内
 - (2) 使用の部分
長野市吉田三丁目地内

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年2月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東御都市計画道路事業 3・4・5号田中牧家線
3・4・6号稲荷町線
- 3 事務所の所在地
上田建設事務所（上田市材木町1-2-6）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

公告

県営住宅の入居者を次のとおり募集します。

平成19年2月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 募集団地
 - (1) 県営住宅の所在地等

団地名	所在地	構造	住 戸 規 模	募集戸数
別 所	上田市	準耐火 木 造 2階建	2DKY 60.2㎡ (和室8帖、洋室12.8㎡)、DK、浴室	4戸
			3DKY 69.5㎡ (和室6帖、洋室12.0㎡、洋室10.3㎡)、DK、浴室	2戸
高 瀬	池田町	準耐火 木 造 3階建	1DKY (車イス生活者向け) 60.8㎡ (洋室13.6㎡)、DK、浴室	2戸
			2DKY (車イス生活者向け) 69.7㎡ (洋室16.5㎡、11.8㎡)、DK、浴室	3戸
			2DKY 60.8㎡ (和室6帖、洋室10.7㎡)、DK、浴室	5戸
			3DKY 69.7㎡ (和室6帖、洋室11.8㎡、洋室9.9㎡)、DK、浴室	5戸

(2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額

(別所団地)

入居者の収入(月額) (公営住宅法施行令第1条 第3号に規定する収入)	家賃(月額)	
	2DKY 60.2㎡	3DKY 69.5㎡
0～123,000円	24,800円	28,600円
123,001～153,000	30,100	34,800
153,001～178,000	35,600	41,100
178,001～200,000	41,100	47,400
200,001～238,000	47,400	54,800
238,001～268,000	54,500	62,900

(高瀬団地)

入居者の収入(月額) (公営住宅法施行令第1条 第3号に規定する収入)	家賃(月額)			
	車イス生活者向け		2DKY 60.8㎡	3DKY 69.7㎡
	1DKY 60.8㎡	2DKY 69.7㎡		
0～123,000円	21,500円	24,700円	21,500円	24,700円
123,001～153,000	26,100	29,900	26,100	29,900
153,001～178,000	30,900	35,400	30,900	35,400
178,001～200,000	35,600	40,900	35,600	40,900
200,001～238,000	41,200	47,200	41,200	47,200
238,001～268,000	47,300	54,200	47,300	54,200

(3) 申込受付場所等

申込受付場所		申込受付期間	入居予定日
別所団地	長野県上小地方事務所 地域政策課 土地利用・建築室	平成19年2月28日(水)から 平成19年3月9日(金)まで	平成19年4月1日(日)
高瀬団地	長野県北安曇地方事務所 地域政策課 土地利用・建築室		

2 入居等の資格

- (1) 県内に居住し又は勤務場所を有する方
- (2) 原則として、現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻予約者を含む。)がある方
- (3) 住宅に困窮している方
- (4) 収入が一定基準以下の方
- (5) 車イス生活者向け住宅については、入居者又は同居者が身体障害者であり、常時車イスを使用していること等、一定の条件があります。

3 申込方法

(1) 提出書類

ア 県営住宅入居申込書(用紙は、最寄りの地方事務所又は長野県ホームページにあります。)

イ 住民票の写し

ウ 収入状況を証明する書類

エ その他事実を証明する書類

- ・ 婚姻予約者は両親等関係者の証明書
- ・ 車イス生活者向け住宅応募者は、車イス使用を証する書類(障害者手帳の写し等)

詳細はお問い合わせください。

(2) 申込戸数

1世帯につき、1戸

4 選考方法及び入居の許可

(1) 申込者の数が募集戸数を超えるときは公開抽選の方法により選考し、入居を許可します。

(2) 補欠入居選考予定者を決定し、(1)で選考された者が入居しない場合は、補欠入居選考予定者を選考の対象とします。

5 その他

この募集についての問合せは、別所団地については長野県上小地方事務所地域政策課土地利用・建築室、高瀬団地については長野県北安曇地方事務所地域政策課土地利用・建築室、又は長野県住宅部住宅課にしてください。

住 宅 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月22日

長野県上小地方事務所長 田 中 利 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び役務の特質

平成19年度県営住宅別所団地B号棟エレベーター保守点検業務

(2) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(3) 履行場所

上田市別所温泉1860-1

県営住宅別所団地

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参

加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(6) 過去に3階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上小地方事務所 地域政策課土地利用・建築室

電話 0268(25)7143(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月15日 午前10時30分

イ 場所 長野県上田合同庁舎 401号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月8日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上小地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月22日

長野県上小地方事務所長 田中利明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び役務の特質

平成19年度県営住宅川原第1団地エレベーター保守点検業務

(2) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 履行場所

上田市上丸子1776-2
県営住宅川原第1団地

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札

参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出勤要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(6) 過去に6階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上小地方事務所 地域政策課土地利用・建築室

電話 0268(25)7143(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月15日 午前10時

イ 場所 長野県上田合同庁舎 401号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月8日（木）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上小地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課